





特定生産緑地 指定の流れについて

全体のスケジュール（令和2年～4年にかけて）

平成4年指定の生産緑地は、以下のスケジュールで指定を進めます。

令和2年	
10月中	書類の受取り <ul style="list-style-type: none"> 横浜市から生産緑地所有者へ本冊子・必要書類が届きます。 所有者やご家族で特定生産緑地の指定を受けるか、よくご相談ください。 共有名義で共有者と連絡できる場合には、<u>書類の提出方法</u>などについてご相談ください。
11月下旬 ～ 12月上旬	生産緑地所有者向け説明会 <ul style="list-style-type: none"> 指定の流れや手続き方法について説明会を開催します。ご都合のつく限り、ご参加ください。 
12月	指定の申請書類の提出 申請書や同意書の他、必要書類を郵送でご提出ください。 
令和3年	
1月	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市から指定見込みについての通知が届きます。
～10月	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市による確認・指定に向けた処理が行われます。
11月	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市都市計画審議会における意見聴取が行われます。
12月	特定生産緑地の指定 <ul style="list-style-type: none"> 指定を受けた場合、横浜市報に公示されます。



令和4年へ

▼▼▼
令和4年

1～2月

・ 指定を受けた農地について、横浜市から通知が届きます。

▼▼▼
生産緑地としての維持・管理をお願いします

令和4年

11月

特定生産緑地としての効力が発生

・ 申出基準日（※）以降に効力が発生します。

※ 申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

▼▼▼
特定生産緑地としての維持・管理をお願いします

特定生産緑地の指定後は……？

特定生産緑地の指定後は、10年ごとに指定期限日が訪れます。
指定期限日到来前に、改めて指定を延長する手続きを行ってください。

指定を受けるのは令和3年12月で、
特定生産緑地としての効力が発生するのは
令和4年の11月からなんだね。

特定生産緑地の指定手続きについては
生産緑地所有者向け説明会で
ご説明しますので、ぜひお越しください！

提出書類の内容・書き方も複雑だから、
この手引きを一通り読んでから
説明会に行こうかな。

